

議事日程第5号

平成22年12月20日(月)

第1 議案上程(議案第72号から第79号まで及び議案第81号から第109号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 議案上程(議案第80号)

委員長報告(教育厚生)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1、第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第110号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第5号から第7号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

欠席議員(1人)

8番 中田敏彦

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	日黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木剛	企業局長	豊沢正
企画政策課長	山本春司	財政課長	加藤謙一
税務課長	三浦喜光	市民生活課長	加藤透
環境防災課長	齊藤豊	子育て支援課長	天野綾子
福祉事務所長	杉山武	農林水産課長	伊藤敦
観光商工課長	田原剛美	建設課長	渡辺敏秀
下水道課長	三浦源蔵	病院事務局長	船木道晴
会計管理者	加藤久夫	学校教育課長	西村隆
生涯学習課長	三浦進	スポーツ振興課長	伊藤岩男
監査事務局長	加藤公洋	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

本日、中田敏彦君から欠席の届け出があります。

本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第72号から第79号まで及び議案第81号から第109号 までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第72号から第79号まで及び議案第81号から第109号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めるにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第72号男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、第2次男鹿市行政改革大綱に基づく組織機構の再編に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、消防業務など市民生活にかかわる所掌事務を総務企画部の所管とすることの考え方について質疑があり、当局から、消防団は日常的に市民の財産や生命を守る重要な役割を担っているほか、有事の際には地域防災計画に基づき、上層部の指揮のもと、関係機関とともに防災活動に取り組むものである。このことから、消防団との連携を図ることが市民の安全・安心につながるため、有事以外の活動を含め、総務企画部で所管することとしたものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、危機管理班にかかわる具体的所掌事務について質疑があり、当局から、これまで環境防災課で所管してきた防災に関すること、防災行政無線通信施設に関すること、災害救助に関すること及び消防団に関すること並びに男鹿地区消防一部事務組合に関することについて所掌するものであるとの答弁があったのであります。

す。

第2点として、所属課名に「環境」を掲げ、「生活環境課」とする案について質疑があり、当局から、生活環境課では市民サービスや国民健康保険、健康づくりなど、市民の生活に関する業務を所管するほか、男鹿市総合計画基本構想変更案として示しているとおり、新たな重点事業の一つとして「環境」を掲げ、さまざまな施策事業の推進に努めるため、「生活環境課」に改めるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、意見として、窓口業務などを所掌する所管課については、市民が身近に感じる名称として「市民生活環境課」が適当と考えることから、再度検討いただきたいとの発言があったのであります。

第3点として、行政委員会事務局のあり方について質疑があり、当局から、本市行政改革を推進する上で農業委員会の組織体制の見直しは一つの課題と考えている。また、組織体制を改める場合は、当該委員会の承認が必要となるとの答弁があったのであります。

第4点として、新たな組織体制におけるスポーツ振興のあり方について質疑があり、当局から、スポーツ振興については、指定管理者制度を活用しながら推進するものであるが、新たな体制での経営となるため、スポーツ振興所管課との連携により対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第5点として、若美総合支所の位置づけについて質疑があり、当局から、組織機構上、若美総合支所については部制の管理下に置かれていない状況にあることから、打ち合わせ等については、現在、総務企画部と一緒に行っているものである。同総合支所のあり方については、その方向性も含め、検討が必要と考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田中央交通株式会社の市内一部バス路線の運行廃止に伴い、入道崎、戸賀、加茂及び安全寺地区において、新たに市が単独運行バスを運行するとともに、

あわせて現在市が運行している五里合線の路線を一部変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、市単独運行バス実証運行に至るまでの経過について質疑があり、当局から、実証運行までの経過については、市で作成した実証運行素案に対し、本市地域公共交通活性化協議会で協議いただくとともに、地元説明会での意見も反映しながら見直しを図り、最終的には同協議会が実証運行計画を決定するものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、出張所を利用してのデマンド運行受付のぜひについて質疑があり、当局から、デマンド運行の受付体制については、今後、出張所窓口での対応についても検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、実証運行の必要性について質疑があり、当局から、本事業は県の支援事業であることから、一年間の実証運行が必要となる。また、この期間における実績を詳細に把握しながら本格運行に移行することになるが、本市地域活性化協議会での議論を経て、その方向性が定められるものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、実証運行業者選定の考え方について質疑があり、当局から、4路線にかかる実証運行業者については、基本的に市内業者での入札により行いたいと考えているが、湯本駐在所から水族館までの路線については、観光客の利用があることから、不便を来さないよう、乗りかえができるだけ行わない形態としたいと考えている。このことから、現在、秋田中央交通株式会社との随意契約を検討しているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第99号男鹿市総合計画基本構想の変更についてであります。

本議案は、平成19年に策定した男鹿市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の策定に当たり、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、同構想の見直しを行い、その一部を変更するものであります。

本案について委員より、第1点として、重点事業、3Kへの取り組み手法について質疑があり、当局から、教育・観光・環境への取り組み手法については、3Kのさまざまなかかわりの中で事業展開をしていくことになるが、今後、事業予算を示しなが

ら提案してまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、生ごみ処理施設の広域的取り組みの考え方について質疑があり、当局から、生ごみ処理施設の広域的取り組みについては、将来的には一部事務組合での広域処理施設整備の検討も考えられるが、各市町村の財政負担もあることから、現段階では非常に難しいと考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、地場産品販売センター建設事業の見通しについて質疑があり、当局から、本市総合計画後期基本計画案に地場産品販売センター建設事業を盛り込んでいるものであるが、このことについては、さまざまな条件をクリアできれば進めたいという一つの方向性を示しているものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、教育環境整備にかかる耐震事業と学校統合の考え方について質疑があり、当局から、これまで実施してきた教育施設の耐震診断結果を受け、男鹿東中学校校舎棟については平成23年度に実施設計を行うこととしている。また、当該校の統合については、教育委員会からは、今後父兄等の意見も伺いながら検討していくかなければならぬため、時間を要するものであると伺っているとの答弁があったのであります。

第5点として、ジオパーク構想事業における財政見通しについて質疑があり、当局から、ジオパーク構想事業の財政見通しについては、今後、教育委員会との協議が必要となるが、計画している事業すべてを実施するということではなく、財政的なことを考慮しながら事業の取捨選択により取り組まなければならないものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第74号から第79号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第74号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、粗大ごみの収集方法の変更に伴い、粗大ごみ処理手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、免除対象者については生活保護世帯としているが、生活保護基準以下の世帯など低所得者については、「市長が特別に認める場合」には該当しないものかとの質疑があり、当局から、免除については自然災害等で被害を受けた世帯としており、また、生活保護基準以下の世帯を対象とする場合には、所得制限等の設定の問題もあり、市としては市長が特別に認める場合としては生活保護受給世帯としたものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、証紙の管理体制及び業者が現金を受領することに何ら支障はないものかとの質疑があり、当局から、証紙については会計管理者が保管することとしており、処理手数料の証紙販売については、市が指定した売りさばき人が市から証紙を購入し、市民の方々に販売することとなるとの答弁があったのであります。

第3点として、市民から理解を得るための説明会開催に対する考え方について質疑があり、当局から、来年1月から3月にかけて粗大ごみの有料化に伴う地区別の説明会を開催し、収集方法や処理手数料の証紙購入などについて、十分な説明をした上で平成23年4月1日から実施したいとの答弁があったのであります。

第4点として、有料化することで減量化につながるという考え方について質疑があり、当局から、有料化は市民にごみの排出抑制、再利用、再資源化を進める動機づけを与え、排出量に応じた処理手数料をいただくことにより、ごみに対する市民意識の改革を促すことになることから、減量化につながるものと考えられるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、町内会長に対する説明会だけで市民に対する事前説明会の開催がなかったことによる手法の問題、有料化することで減量化につながるという市の考え方など、納得できない部分があることから、本条例案に対しては容認できないものであるとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号男鹿市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保するため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、第1点として、第8条の「公共の場所における喫煙の制限」の考え方について質疑があり、当局から、市としては吸い殻入れが設置されていない公園、広場等の公共の場所では喫煙しないよう努めなければならないとしたものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、本条例案に犬、猫及びたばこの吸い殻を加えた経緯と現行条例が現実として生かされていたものか、その反省点について質疑があり、当局から、近年のペットブームにより犬や猫を飼う方が多くなってきていることなどから、本条例を提案したものである。また、現行の空き缶等の条例については、幹線道路に看板等を設置しPRしてきたが、道路、歩道等には、たばこの吸い殻や空き缶等の散乱が見受けられている状況であるとの答弁があったのであります。

第3点として、野良猫等に餌を与えていた方についても本条例に該当してくるものかとの質疑があり、当局から、現在、野良猫に餌を与えていたという苦情が寄せられている状況もあり、市としては餌を与えた者について飼い主とみなすこととしているが、市で説明に伺っても理解していただけない場合には、県の動物管理センターから出向いていただき指導しているところであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、本条例について、条例の名称に「犬・猫」という文言が入っていないことから、市民への周知徹底を図っていただきたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第77号男鹿市中央デイサービスセンター及び男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第78号男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者の指定について及び議案第79号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本4議案は、男鹿市若美老人福祉センター、男鹿市中央デイサービスセンター、男

鹿市北部デイサービスセンター及び男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者として、社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を、また、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者として、社会福祉法人若美さくら会をそれぞれ指定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

議案第76号に対し委員より、指定管理期間5年間の債務負担行為を起こす必要があるのではないかとの質疑があり、当局から、指定管理者との間で締結する年度協定書において指定管理料の詳細を決定することから、5年間の債務負担行為を計上する必要がないもので、毎年指定管理料を見直すことも可能となるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本4案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会に付託されました議案第74号から第79号までについての報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第81号男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定についてから議案第98号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

本18件は、男鹿市農村の家のほか17件の本市の公の施設の指定管理者として、脇本郷財産管理委員会ほか12団体を指定するものであり、一括上程、一括審査としたものであります。

本18件について委員より、第1点として、公募を実施した施設、応募件数、指定管理料の決定方法について質疑があり、当局から、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターについては2件、国民宿舎男鹿、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村、インフォメーションセンターわかみ、なまはげ館については、それぞれ1件の応募があったものである。また、指定管理料の決定方法については、施設の設置目的により無料とする場合もあるが、基本的には利用料金等で管理運営を賄える場合は、指定管理料が発生しないものであり、利用料金等で間に合わ

ない場合は、市で直営する場合の管理経費を参考にしながら、応募時に提出する収支計画書を審査し、指定管理料を決めることとなる。このたびの補正予算では、平成23年度の指定管理料の上限額ということで債務負担行為補正をお願いするものであり、指定管理料は当初予算で提案することとなる。また、平成24年度以降の指定管理料については、前年度の決算見込みを勘案して決めることとなるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、議案第85号から第89号の農村公園の指定管理者の指定について、旧男鹿市にも各地区に同様の公園があるが、若美地区の農村公園についてのみ指定管理者制度を導入している理由について質疑があり、当局から、農村公園については、平成5年から平成15年にかけて農林水産省所管の国庫補助事業として整備したものであり、その補助事業申請に当たって農村公園完成後は、各地域の町内会が責任を持って維持管理するという条件のもとで申請した経緯があることから、町内会の維持管理の状況を明確にしておく必要があり、指定管理者制度を導入しているものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、平岱山牧野、館沼牧野及び館沼第2牧野の面積と利用状況について質疑があり、当局から、平岱山牧野については、面積38.4ヘクタールで畜産農家2人が放牧及び採草地として利用しており、館沼牧野及び館沼第2牧野については、面積3.2ヘクタールで畜産農家1人が採草地として利用しているものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理料が大幅に減額となる理由について質疑があり、当局から、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの受付業務については、これまで2人で対応してきたが、来年度からは他の業務を担当する職員との連携により1人削減できる見込みであること、また、これまで当施設の使用料は市の歳入として取り扱ってきたが、来年度から利用料金制を導入することとなるため、金融機関への納付業務等が軽減されることにより人件費を削減できることによるものであるとの答弁があったのであります。

第5点として、国民宿舎男鹿、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村、なまはげ館の指定管理者は、第三セクターである株式会社おが地域振興公社となっているが、その株主の構成について質疑があり、当局から、おが地域振

興公社の株主については、男鹿市のほか秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田中央交通、秋田県漁業協同組合、秋田みなみ農業協同組合が株主という構成になっているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第100号から第109号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る10日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、子宮頸がん予防接種に係る、その助成対象及び国・県の補助区分とあわせ、本補正で対応する利点について。

第2点として、市内小中学校における米飯給食の実態と地元食材の活用等安定供給とあわせ、今後の課題について。

第3点として、透析患者への具体的支援策について。

第4点として、秋田県平均以下である本市出生率の実態からする今後の対応策について。

第5点として、ジオパーク認定に向けクリアしなければならない条件等、今後の課題とあわせ、その取り組み方について。

第6点として、男鹿みなと市民病院におけるジェネリック医薬品の使用状況と今後の使用に対する考え方について。

第7点として、住宅リフォーム助成事業の存続に対する見解について。

第8点として、林業振興の観点から、男鹿産木材の活用方について。

第9点として、定年後等、本市へ移住された方々に対する組織づくりなど支援策についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第100号から第109号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

15番

○15番（小松穂積君） 総務委員長並びに産業建設委員長にお尋ねいたします。

初めに、総合計画のところで、機構改革のことを話題にされまして、その際に、現在の市民生活課のところが生活環境課というふうな形で示されておりますが、総務委員会ではそのことについて、「市民」というのを頭につけて「市民生活環境課」はどうかというふうなご意見が出されたようありますけれども、そのことについて答えがどうなっていたのかちょっとわからなかつたんですけれども、その辺の確認がまず一つであります。

その議論の中で、どういう感覚でその市民環境課というふうな、わかりやすくということの内容がありましたけれども、当局の方は「生活環境課」というふうなことで、そこが大きく名称として変わるわけでありますから、それが市民の方がそのことについて戸惑いが生じないのかどうか、その辺のご審議についてどうであったかをお伺いいたします。

それから、第99号の総合計画の基本構想の変更のところですが、ここで生ごみ処理の問題について議論がされているようあります。一部事務組合の方で最終議論はなされるのだろうというふうな当局の答弁があったと。しかし、現在は困難だというふうなお話がありました。困難ということは、どういうことで、男鹿市議会としてただ困難だといったのか、それともその受け入れ態勢等についていろんな諸般の問題がある、その問題は何かというようなところでのその現在受け入れ困難というふうなお話であったのか、その辺もう少し、わかる範囲で結構ですので、議論の内容をお知らせください。

次に、産業建設委員長にお願いします。

指定管理者の関係でございますけれども、温浴ランドおが、それから夕陽温泉WA O、それからインフォメーションセンターわかみ、これらについては再契約といいましょうか再指定というふうなことだと思います。そこでですね、債務負担行為について単年度というふうなことで、それはそれぞれの経営体の実績が出ますから、それにによって翌年度以降それなりの管理料を計上していくというふうな説明がありました。そこでですね、これらの施設というのは、かなり營繕費といいましょうか修理費と申しましょうか、これがある年次になるとそれにお金を投資していかなければいけない、こういうふうに思うわけであります。それぞれの内部留保がどのくらいになって、この5年間では内部留保があるから、それは大体平年次の形でいいという判断なのか、あるいはまたですね、そういうふうな大修理といいましょうか、そういうこと、自然災害の場合は保険等が効くと思うんですけれども、やはり温泉施設でありますから湯船なりボイラーなり、そういうものがかなり故障したりして大修理を要する場合が起きることが予想されるわけでありますけれども、この5年間でそういうことが起きた場合は、どういうふうな予算措置、あるいは今言った内部留保、そのときはそのときで対応するのだというふうなご意見、それに対する十分な財政措置が可能なのかどうか、その辺についての議論はどうなされたかをお尋ねいたします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務委員長

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） お答えいたします。

今の「市民生活課」を「生活環境課」に変えたいということでございますが、これは議案第72号男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例、条例の中身には入っていないので、規則で決められております。その中で「環境」を入れたいという当局の考え方で「生活環境課」にしたいということでしたけれども、委員から、今まで市民生活課ということで親しんできた名前でもありますし、非常にまず市民生活課が広範な分野を事務分掌の中であるので、市民サービス部門がかなりあるということで、「市民」をつけて「市民生活環境課」にしたらどうかという質問でございます。それについて当局からは、条例でないので今後検討したいと、こういう内容でございます。

それから、99号の生ごみ処理施設の広域的取り組みについての考え方の中で、今

回の総合計画の後期基本計画の中に、男鹿市として生ごみ処理施設をつくりたいという事業が載っておりまして、その中の男鹿市だけの処理施設ということよりも広域の方がいいじゃないかということでの質疑でございますが、広域処理施設、八郎湖周辺の一部事務組合をつくる時点で、この生ごみ処理施設のことも各市町村長さん方の集まりでこの話が出て、今現在のクリーンセンターの事業費も膨大だと、それに加えてこの生ごみ処理施設をつくるとなれば、事業費がふくらんで償還金額が大変になるということの中から当面は無理だと、財政的に困難だということだということでございました。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設委員長

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 私の方からは、温浴ランドおが、あるいは夕陽温泉WAO等の温泉施設等の施設の老朽化、あるいはまた災害等の関係で、改修等の工事費というか事業費が求められた場合の対応というようなことですが、今回の委員会でのやり取りの中では、その部分の具体的なことはございませんでした。ただし、たまたま昨年でしたか、夕陽温泉WAOに雷が落ちて災害的な発生というか施設の改修が求められた時点では、一部保険が適用になって、あと残りの事業費については市が持ち出したというような経緯がございますので、そういう前例等を考えれば、この後この種の施設については、どうしてもやっぱりなかなか内部留保等の中で対応不可能だとすれば、やはりどうしても市が責任を持って対応せざるを得ないというような、その考え方方が基本的にあるのかなという気がしております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） よろしいです。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時42分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

討論の通告がありますので、これを許します。10番安田健次郎君

○10番（安田健次郎君） 私は、ただいま報告されました議案第74号男鹿市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例についての、この議案に対して、反対の討論をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、はじめに第1にですけれども、今議会でも質疑の中で明らかになったように、説明や報告もなく、議会に提案をして決定するという手法、これは全く住民無視のあり方だと言わざるを得ません。これでは議会がよければすべてよしという姿勢で今後決定された場合、これから市民への説明を行うということになっていますけれども、議会も了解したから納得してほしいという説明をせざるを得ないと思います。これでは、いわゆる市民中心の市政とはいがたい、私たち議会よりも市民の目線で行政を行うというのが基本でなければならないと思います。

第2に、理由でありますけれども、有料化によって50パーセントの減量ができるという他市の例を引き合いにして答えておりますけれども、この粗大ごみというのは時代が進むにつれて、むしろふえていくのが現状ではないかと思います。有料化になれば減るというのは、ただ、市の取扱量が減るのみであって、物理的にどこかに蓄積されていくというのが考えられると思います。

それから、第3点でありますけれども、お年寄りへの配慮、いわゆる年配への配慮というご答弁をなされておりますけれども、年配の方々への配慮というのであれば、有料化よりは、むしろ今までどおりの粗大ごみの年2回の収集に対して、いわばネットワーク的いろいろな手法を考えてお年寄りに配慮した集積をするのが筋ではないかと考えられます。そういう点では、むしろ思いやりではなくて、有料化という点であれば、高齢者というのは少ない年金暮らしの方が私は多いと思います。そういう点では高齢者に対する何の配慮でもないとも考えられます。

第4に、もう一つは、この粗大ごみの性質上、リサイクルやものを大事にする意識

を高揚したいという答弁でありますけれども、確かにこの74号の条例の部分にある「再生利用」という言葉を掲げておりますけれども、性質上、再生利用をされる通常ご家庭の中にある、すべての家庭にある粗大ごみと言われる今取り扱われている部分の事物については、個々でリサイクルや再生は非常に難しい部分のものが多いと思います。そういう点では、個々で簡単にリサイクルや再利用というのを掲げて、いわば集積を少なくするというのも、根拠のないことではないかと私は考えます。

もう一つは、公平性の問題も言っておりますけれども、いわば公平な行政を司るために有料化にするという話でありますけれども、この行政を進めるにすべてのサービスやすべての行政に、完全な公平性というのはあり得ない。粗大ごみというのは、個々の差があって当たり前のことではないかと私は考えます。そういう点では、公平性を掲げても、この粗大ごみの有料化の理由には私は当たらないというふうにも考えます。

要は、一番はじめの質疑の中ありましたように、行革が先にありきであって、行革のためにこの粗大ごみの有料化を検討したというのが見え見えだと私は思います。そういう点からしても、この本条例については、速やかに取り下げられるべきであって、よって本案については反対であります。議員各位のご賛同を心からお願いして反対討論といたします。終わります。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

ただいま討論がございました議案第74号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、第73号及び第75号から第79号まで並びに議案第81号から第109号までを一括して採決いたします。

本36件に対する委員長の報告は可決であります。本36件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号、第73号及び第75号から第79号まで並びに議案第81号から第109号までは、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第80号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第80号男鹿市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、教育厚生委員長の報告を求めるにいたします。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第80号男鹿市体育施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、男鹿総合運動公園総合体育館など市内16の体育施設の指定管理者として、一般財団法人男鹿市体育協会を指定するものであります。

当局から、体育施設の指定管理者の指定については、平成22年10月1日から10月29日までの期間、公募した結果、男鹿市体育協会のみの申込みであった。11月15日には副市長、教育長、各部長等で構成される選定委員会を開催した後、選定結果の通知を11月22日に書面で受け取り、今定例会に提案させていただいたものである。

指定管理料については、管理運営費から利用料金収入を差し引いたもので、管理運営費は平成22年度予算をベースに算出し、利用料金については、これまでの実績と今後の見込み額を合わせたもので、管理運営費7千万1千円から利用料金収入44万円を差し引いた6千956万1千円を限度額とし、今定例会に来年度の支出予定額として債務負担行為を計上させていただいている。

今後のスケジュールについては、議決をいただいた後、年内には事業所に指定通知を発するほか、来年4月1日の管理運営に向け協議を重ね、協定書を交わすこととし

ている。また、2月1日からは体育協会からも職員を派遣していただき、研修などを重ね、スムーズに移行したい考えであるとの説明があったのであります。

本案について委員より、第1点として、スポーツ振興課が生涯学習課に統合され、新たにスポーツ振興班となるが、各種イベントや大会等を開催するに当たり、職員体制に不安がないものかとの質疑があり、当局から、現在スポーツ振興課の業務については6名の職員で対応しており、指定管理者に移行される業務を単純に試算すると約3人の職員で対応可能となるが、各種イベント等の開催に当たっては、教育委員会全体で協力し合いながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、指定管理に移行した場合の経費の比較について質疑があり、当局から、経費を試算する上では、少なくとも現状の経費を上回ることは指定管理者への移行の趣旨からして、あってはならないものと考えている。人件費については、現在6名の正職員で業務に当たっているが、市としては指定管理の事務職員を嘱託職員を含め5人の体制を想定し、試算している。この部分で大きな削減となるものと考えている。予算額としては指定管理移行後のスポーツ振興班に3名の職員が配置されると想定して人件費を比較すると、26.4パーセントの削減が見込まれる。一方、光熱水費や芝生の育成管理など施設管理に要する経費については、これまでとほぼ変わらないものと見込んでいるとの答弁があったのであります。

第3点として、管理運営費7千万1千円の内訳について質疑があり、当局から、平成22年度当初予算をもとに指定管理者に移行となる経費について算出すると、まず管理費として約8千800万円のうち約5千700万円で、内訳としては需用費約1千950万円のうち約1千730万円、役務費約175万円のうち約130万円、委託料約4千560万円のうち約3千400万円となる。また、人件費については5名分の合計約1千284万円となるもので、これらを合わせた7千万1千円を管理運営費としたものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、体育協会の役員報酬及び下請業者への再委託の考え方について質疑があり、当局から、役員報酬については体育協会から当初提出された計画には盛り込まれていたが、市として支払うべきものではないことから計画書から削除していただくものである。また、下請けの考え方については、相当の技術、資格がなければ対応できない特殊な業務については外部委託する計画となっているが、これについては下

請けには当たらない。下請けに当たるケースとしては、一つの体育施設すべての管理を委ねる場合などと考えているとの答弁があったのであります。

第5点として、指定管理料約7千万円の使途に対するチェック体制について質疑があり、当局から、施設に関しては資格等が必要な部分が多いことや芝生等の維持管理については他の団体に再委託するという計画となっているが、適正な金額で適正な時期に円滑に管理運営していく必要があることから、当面は市としても指導監督とともに、業務遂行状況をチェックしながら市民サービスの低下を招かないよう対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

なお、本議案の審査に当たり、委員より、地方自治法及び委員会条例の規定により、関係議員からは除斥の対象として退席しているものであるが、議案の審査に当たって複数の関係理事がいるという実態について政治倫理上の意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会に付託されました議案第80号についての報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第110号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第110号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第110号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第110号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の佐々木一義氏が本年9月30日をもって退任したことから、後任として伊藤幸子氏を推薦いたしたいというものです。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第110号について採決いたします。伊藤幸子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号については、

異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第5号から第7号までが提出されました。この際、本3件を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第5号から第7号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議会案第5号から第7号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書

議会案第6号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療・介護を求める意見書

議会案第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第5号から第7号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第5号から第7号までは原案のとおり可決されました。

住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書

深刻な雇用問題を始め、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国・地方行政の果たす役割は重要となっています。国民・住民の安心・安全を守るために、行政サービスを拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は増大しています。

こうした中、一律的な公務員の定員削減を行うべきではなく、セーフティーネットを構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。

また、「地域主権改革」の名のもとに、国が直接責任を持って行う行政サービスを放棄し、国の出先機関原則廃止を行おうとしています。このことは、単に公務員減らし、地方自治体に国の責任を押し付けるだけでなく、「地域住民が自らの判断において、地域の諸課題に取り組む」として住民への自己責任を強要するものです。さらに、ひも付き補助金の一括交付金化は、その大半を占める社会保障や教育など国の責任で確保すべき予算が統合され、国家財政難の中で社会保障・教育の予算が削られる可能性は否定できず、地域間格差がますます拡大し、秋田など地方の疲弊を招きます。

つきましては、下記の事項の実現を要請します。

記

- 1 国の責任を放棄し、地方に犠牲と格差を強いる「地域主権改革」を行わないこと。
- 2 秋田など地方の行政サービス低下を招く国の地方出先機関の統廃合をしないこと。

3 住民の安心・安全を支える行政サービス拡充を図るために、公務員の必要な人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出します。

平成22年12月20日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 西岡武夫様
内閣総理大臣 菅直人様
財務大臣 野田佳彦様
総務大臣 片山善博様

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月20日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 菅 直人様
厚生労働大臣 細川律夫様
財務大臣 野田佳彦様
文部科学大臣 高木義明様
総務大臣 片山善博様
秋田県知事 佐竹敬久様

雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書

労働者・国民の雇用悪化が社会問題となっています。いわゆる「派遣切り」や有期雇用労働者の雇いどめ、違法な解雇が相次ぎ雇用不安は増大しています。派遣・請負、パート・臨時などの雇用が拡大し、『働いても、働いても生活がなお苦しい』ワーキング・プアの解消も進んでいません。

労働者の雇用問題では、昨年・一昨年に行われた「年越し派遣村」に象徴されるように、派遣切り、雇用破壊がいっそう深刻化しており、それにストップをかけること

が緊急課題となっています。また、いわゆる「派遣切り」や違法な「解雇」を止めさせるため、法的整備を進めるとともに、労働基準行政を強化することが求められています。

長引く不況の影響を受け、売り上げの減少や下請け単価の切り下げなどによって、中小零細企業の経営や経営者の生活はきわめて厳しい状況となっています。新規採用はおろか、雇用の維持が困難になっているところも少なくありません。地域最低賃金が改定されましたが、この制度をしっかりと守っていくためにも、中小零細企業への支援策を早急に具体化することが大切です。

以上、労働者の雇用と生活をまもる施策の強化を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月20日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 菅 直人様
厚生労働大臣 細川律夫様
経済産業大臣 大畠章宏様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時04分 閉 会

会議録署名議員

議長 吉田清孝

議員 米谷勝

議員 高野寛志